

## 認定証を受けた者の責務(留意事項)

## 【報告書の提出】

報告書の名称	内 容	報告期日	要綱条項
リサイクル建設資材の 価格等の申告書(様式5)	認定資材の価格及び 供給区域の考え方	毎年の2月末日	要綱第14条第1項
茨城県リサイクル建設資材 納入実績報告書(様式7)	当該年度における 認定資材の納入実績	毎年の5月1日まで	要綱第14条第1項
評価基準適合状況報告書(様式8)	認定を受けた基準の適合状況	認定の日から1年, 2年 及び3年を経過する日 の翌年度の5月1日まで	要綱第11条第3項

## 【資料の整備及び保存】

資料の名称	内 容	保存期間	要綱条項
申請(要綱第4条), 更新申請(要綱第13 条)及び評価基準適合状況報告書(要綱 第11条3項)に添付した資料の保存	・品質性能 ・環境に対する安全性の確認  上記に関する試験検査結果, その関 係書類及び試験資料	保存期間:5年以上	要綱第11条第4項
認定資材に係わる原材料及び 使用の実態の把握と記録の保存	・原材料の実態:受入日, 納入者名, 原料名, 再生資源の処理方法, 発生 場所, 数量等 ・使用の実態:出荷日, 納入先, 用途, 納品場所, 資材名, 規格, 数量等  上記の内容を把握した台帳の整備	保存期間:5年以上	要綱第14条第3項

## 【報告事項】

事 項	報告期日	要綱条項
1 当該認定資材の製造を中止した場合。 2 当該認定資材について品質上の欠陥若しくは安全上の問題が生じた場合。 3 申請者の名称変更等申請書の記載内容に変更があった場合。	左記の各号のいずれか に該当した場合, 遅滞 なく報告	要綱第14条第2項